

事務連絡
令和6年8月28日

関係機関 各位

山口市介護保険課長

住宅改修事前申請に係る取扱いについて

平素から本市の介護保険事業に御理解と御協力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「介護保険住宅改修の手引き」につきまして、下記のとおり、一部内容を変更しましたので、
遺漏なきようお願いいたします。

記

(1)平面図の添付について(P12及びP15)

	旧	新
P12 ⑤平面図や カタログ等 (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり設置が1か所のみなど、簡単な改修であれば、写真等に改修箇所が書き込まれたものでよい。 ・日常生活動線上に複数の手すりを設置する場合は、改修箇所が記入されている平面図を作成すること。 (簡単な工事の場合は省略可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室や浴室内など室内に1箇所手すりを設置する場合は、写真等に改修箇所が書き込まれたものでよい。 ・居室からトイレまでなど部屋間を移動する際に、<u>通路に手すりを設置する場合には、平面図を添付すること。</u>
P15 【参考事例】 表の下※	<ul style="list-style-type: none"> ・居室からトイレまでなど利用者の生活動線上に複数の手すりを設置する場合は、動線がわかるよう平面図を添付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の手すりを設置する場合や居室からトイレまでなど部屋間を移動する際に、<u>通路に手すりを設置する場合には、平面図を添付してください。</u>

(2)変更理由

設置箇所の写真だけでは居室等の位置が把握できず、通路にあたるか判断できないため。

問い合わせ先
山口市介護保険課介護給付担当
Tel:083-934-2795
Fax:083-934-2669
E-mail:kaigo@city.yamaguchi.lg.jp